

一般社団法人日本ペインクリニック学会ペインクリニック専門医資格更新に必要な取得基準

総則

ペインクリニック専門医資格の更新を申請する場合は、期間中の5年間で総得点50点以上取得したことを証明する書類と、担当医で診察した臨床経験50症例、及びその中の5症例の治療経過（症例は5年以内のもの）を提出しなければならない。また、(一社)日本ペインクリニック学会学術大会に5年間に1回以上の出席を必要とする。

第1条 学会出席

学会参加点数

一社)日本ペインクリニック学会大会	10点
ペインクリニック関連国際学会 Asian Pain Symposium、World Society of Pain Clinicians、International Association for the Study of Pain Asian and Oceanic Society of Regional Anesthesia and Pain Medicine World Congress of Anaesthesiologists、European Society of Anaesthesiology European Society of Regional Anaesthesia など	10点
一社)日本ペインクリニック学会が行う講習会（リフレッシャーコースを含む）など	5点
一社)日本ペインクリニック学会支部会（支部が後援する学術集会）	5点
一社)日本ペインクリニック学会関連学会 日本麻酔科学会、日本疼痛学会、日本臨床麻酔学会、日本慢性疼痛学会、日本緩和医療学会、 日本運動器疼痛学会、日本区域麻酔学会 など	5点
日本麻酔科学会支部学術集会	3点
その他関連学会 その他の関連学会とは、ペインクリニック専門医認定委員会が適当と認めた学会、研究会などをいう。基準点は委員会においてその都度審議の上、決定する。詳細は事務局まで文書で確認のこと。	

第2条 学会発表

ペインクリニックに関する内容の発表、座長、司会およびコメンテータの点数基準は次の通りとする。

学会発表点数

一社)日本ペインクリニック学会大会 主演者 (特別・教育講演の演者、シンポジスト、パネリストなどを含む)	10点
共同演者	演者数で10点を除した点数 (ただし、端数が生じた場合には四捨五入する)
座長、司会およびコメンテータ	5点
ペインクリニック関連国際学会 主演者 (特別・教育講演の演者、シンポジスト、パネリストなどを含む)	10点
共同演者	演者数で10点を除した点数 (ただし、端数が生じた場合には四捨五入する)
一社)日本ペインクリニック学会支部会(当該支部が行なう学術活動) 主演者	5点
共同演者	演者数で5点を除した点数 (ただし、端数が生じた場合には四捨五入する)
座長または司会	3点
一社)日本ペインクリニック学会関連学会 主演者 (特別・教育講演の演者、シンポジスト、パネリストなどを含む)	5点
共同演者	演者数で5点を除した点数

(ただし、端数が生じた場合には四捨五入する)

第3条 学会論文

ペインクリニックに関する内容の論文の点数基準は次の通りとする。

学会論文点数

学会誌筆頭著者	20点
学会誌共著者	筆頭を含めた著者数で20点を除した点数 (ただし、端数が生じた場合には四捨五入する)
国際誌筆頭著者	15点
国際誌共著者	筆頭を含めた著者数で15点を除した点数 (ただし、端数が生じた場合には四捨五入する)
関連誌筆頭著者	10点
関連誌共著者	筆頭を含めた著者数で10点を除した点数 (ただし、端数が生じた場合には四捨五入する)
著者	
ペインクリニック関連の専門書や教科書の執筆、分担執筆は論文発表と同様に業績と認める。	5点
ペインクリニック関連の一般書	5点

第4条 症例

臨床症例及び治療経過を次の通り付記する。なお、略語は認めないことにする。

臨床経験 50 症例をあげ、その中で 5 症例の治療経過を規定の書式を用いて付記する。イニシャルによる患者名、性別、初診日、最終診療日、または直近の診療日、病名、治療法、400 字程度の治療経過を付記する。

備考

- (1) 学会出席の証明は、会員カードによる登録を行なう。カードによる登録をしなかった場合には、参加証の写しを提出すること。
- (2) 学会発表はその抄録の写しを提出すること。
- (3) 学術論文はその第1ページ目の写しを提出すること。
- (4) 更新に必要な取得基準を満たせない場合は、最長で2年間の猶予または5年間の暫定の申請となり、その期間中に1回以上の(一社)日本ペインクリニック学会学術大会の参加が必要となる。

附 則

- 1 本基準の改訂は、(一社)日本ペインクリニック学会ペインクリニック専門医制度規則に従う。
- 2 本基準は2014年7月27日より施行する。

1989年1月31日制定 1993年7月23日改正 1995年7月26日改正 1998年7月24日改正 1999年7月17日改正
2000年7月14日改正 2001年7月13日改正 2002年7月20日改正 2006年7月15日改正 2007年7月8日改正
2008年7月21日改正 2009年7月19日改正 2010年7月4日改正 2011年7月24日改正 2012年7月8日改正
2012年11月3日改正 2013年7月13日改正 2014年7月27日改正 2015年7月26日改正 2016年7月10日改正